公有財産【動産（物品・車両）】売却の流れ

犬山市では、業務の見直しなどによって不用となった公有財産を財源確保の観点から売却しています。

① **物件情報公開**

市ホームページや広報にて売却する物件の情報を公開します。
各物件の詳細をご確認ください。

② **会員登録**

入札は、インターネットオークションで行います。
「KSI官公庁オークション」への会員登録が必要です。

③ **参加申込**

官公庁オークションへの参加者情報の入力、犬山市への書類提出が必要です。
様式等は市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

④ **入札保証金の納付**

入札保証金の納付方法はクレジットカードのみです。
参加仮申し込みの際にクレジットカード情報を入力する必要があります。
※入札開始2開庁日前までに犬山市が入札保証金の納付を確認できない場合、
入札をすることができません。

⑤ **入札（せり売形式）**

官公庁オークションにて入札金額を登録してください。
※ 入札は入札期間内であれば何回でも可能です。

⑥ **開札**

入札期間終了後、犬山市で開札し、予定価格以上でかつ最高価格で入札した方を
落札者として決定します。最高価格（同額）での入札者が複数いる場合は、
その金額を先に入札した者を落札者として決定します。

⑦ **契約締結**

落札者は、犬山市と売買契約を締結します。
落札できなかった場合、クレジットカード
より保証金は引き落とされません。

入札保証金返還（落札者以外）

⑧ **売買代金の納付**

市が発行する納付書にて売買代金を支払いしてください。
※入札保証金は、売買代金の一部として充当できますので、残りの金額を
お支払いください。

⑩ **引渡し**

原則、犬山市が指定する場所で直接引取をお願いします。
※引き渡しの際に受領書のご提出が必要となります。

２か月
～
２か月半
程度

※オークション開催期日は、官公庁オークションにて決められています。開催時期になりましたら、詳細を市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。（犬山市の土地を売却する予定が無ければ掲載はありません。）

【問合せ先】犬山市経営部経営改善課　電話番号：0568-44-0301（直通）